

公益財団法人ルイ・パストゥール医学研究センター
コンプライアンス基本規定

(総則)

第1条 これは、当財団におけるコンプライアンスについて規定するものである。

(定義)

第2条 この規定において「コンプライアンス」とは、法令、及び「就業規則」「科学研究費取扱要領」「研究者の行動指針」「研究活動における不正行為に関する取扱規定」(以下「法令等」という)を遵守することをいう。

(推進本部及び責任者)

第3条 コンプライアンス推進本部は当財団事務局に置き、推進責任者を事務局長が担う。推進責任者はコンプライアンス教育を少なくとも年1回は実施しなければならない。

(構成員の責務)

第4条 構成員は、法令等を誠実に遵守することはもとより、社会人としての良識と責任をもって業務を遂行しなければならない。

(構成員の禁止事項)

第5条 構成員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他の構成員に対して法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他の構成員の法令等に違反する行為を黙認する行為

(通報の義務)

第6条 構成員は、他の構成員が前条に違反する行為を行っていることを知ったときは、別に定める「研究活動における不正行為に対する取扱規程」に従い、速やかに当財団に通報しなければならない。

(懲戒処分等)

第7条 当財団は第5条の規定に違反した構成員に対し、就業規則第33条に従い懲戒処分等を行うことができる。

(免責の制限)

第8条 構成員は、次に掲げることを理由として自らが行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 他の構成員の指示・教唆により行ったこと
- (4) 当財団の利益を図る目的で行ったこと

(事前相談)

第9条 構成員は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめコンプライアンス推進本部に相談しなければならない。

(コンプライアンス教育)

第10条 当財団は、次に掲げる目的のため、必要に応じ勉強会を開催する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めること
- (2) コンプライアンスについて正しい知識を付与すること

付 則

この規定は、2016年4月1日より実施する。